解散命令公告

大阪府公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和７年３月31日

大阪府知事　吉村　洋文

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・西淀川建設業協同組合

大阪市西淀川区大和田二丁目３番11号

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

広島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を次のとおり公告する。

令和７年３月31日　広島県知事　湯﨑　英彦

記

名称及び主たる事務所の所在地

１　広島経営改善企業組合

広島市中区大手町三丁目５番12号

２　富士国際事業協同組合

広島県福山市多治米町六丁目17番10号

３　ナノ国際交流協同組合

広島県府中市高木町103番地７

４　中国総合トラック輸送協同組合

広島県大竹市松ヶ原町862番地の２

５　協同組合ビジパークおらが

広島県福山市西新涯町一丁目14番29号

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。